

環 境

1	環境保全	155
2	環境衛生	163
3	清 掃	165

▶ 令和7年台風12号 災害ごみ収集状況



環 境

環境保全については、良好な環境を将来にわたって保全，創造していくため，地球温暖化対策の推進，環境監視体制や規制・指導の強化，生物多様性の保全等を総合的かつ計画的に実施している。

環境衛生については、きれいな住みよいまちづくりを進めるため，衛生組織等と連携して環境美化に対する意識啓発などに取り組むとともに，墓地の施設整備や環境整備等を実施している。

清掃行政については，環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指して，ごみの減量化・資源化のための諸施策を総合的に実施するとともに，ごみ・資源物の適正処理を行っている。

1 環境保全

本市では，平成16年に市，事業者，市民が共通に認識すべき基本となる考え方を基本理念として定め，それぞれの責務を明らかにするとともに，本市の環境施策の基本となる事項を定めた環境基本条例を，市民が健康で文化的な生活を営むことができるよう，事業活動や日常生活に伴って生じる環境への負荷の低減を図るため，環境保全条例を，樹木等の自然環境を保護し，自然との共生に関する意識の高揚を図るため，保存樹等及び自然環境保護地区に関する条例を制定した。

また，平成20年10月には，環境にやさしい持続可能なまち“かごしま”を築いていく「かごしま環境都市宣言」を行った。

さらに，令和元年12月には，2050年までに本市のCO₂排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティかごしま」の実現に，市民や事業者等と一体となって取り組むことを宣言した。

そして，令和4年3月には，環境基本条例等を踏まえ，本市の環境施策の基本的方向性を定めた「第三次鹿児島市環境基本計画」を策定するとともに，「ゼロカーボンシティかごしま」の実現に向けたCO₂排出削減対策の方向性を示したロードマップや地球温暖化対策に関する具体的な施策を定めた「ゼロカーボンシティかごしま推進計画」を策定し，積極的に環境施策を進めている。

(1) 環境審議会

環境基本条例の規定に基づき，本市の環境の保全及び創造に関する基本的な事項等を調査審議するため，鹿児島市環境審議会を設置している。

審議会の委員は，学識経験者，公募委員等15人で構成。

(2) 環境アドバイザーの配置

地球規模に広がる環境問題に的確に対応し，「ゼロカーボンシティかごしま」の実現に向けて，国内にとどまらず国際的な観点から，本市の環境施策に対して専門的な助言等を行う「環境アドバイザー」を配置している。

(3) かごしま環境未来館

市民や市民活動団体，事業者との協働・連携をさらに深め，市民の環境問題に関

するニーズの変化に柔軟かつ的確に対応するため、(公財)かごしま環境未来財団が指定管理者として、参加体験型の環境学習講座等の各種事業を実施する。

事業概要

かごしま環境未来館を拠点として環境問題について楽しく学べる環境学習講座を開催するとともに、環境フェスタや城西エシカルマルシェなど市民等と協働した事業を実施する。

施設概要

所在地	城西二丁目1番5号
開館	平成20年10月10日（令和2年3月20日リニューアルオープン）
開館時間	午前9時30分～午後9時（日曜日、休日は午後6時まで）
休館日	月曜日（休日の場合はその後の最初の平日） 12月29日～1月3日
敷地面積	10,162.44㎡
延床面積	2,992.52㎡
構造	鉄筋コンクリート造 2階建
駐車台数	普通車46台、バス4台
主な施設	1階 展示学習ゾーン、ミライテラス、リサイクル工房、食工房、活動支援室など 2階 多目的ホール、研修室
その他	電気自動車用急速充電器

(4) 地球環境保全施策の推進

① 第三次環境基本計画等推進事業

「自然と共生し ゼロカーボンを進めるまち かごしま」の実現に向けて、第三次環境基本計画、ゼロカーボンシティかごしま推進計画及び再生可能エネルギー活用計画に基づく各種施策を推進する。

② シェアサイクル運営事業

市内中心部に設置するサイクルポートで、どこでも自転車の貸出・返却ができるシェアサイクルを実施する。

供用開始	令和5年4月24日 ※コミュニティサイクル運営事業は令和5年2月末で終了。
運用時間	24時間、年中無休
ポート数	31カ所
自転車	227台（20インチ小径車、3段変速、電動アシスト機能付き）
管理運営主体	ネクストかごりん共同企業体
料金	(令和8.4.1現在)

	基本料金	
1回プラン	165円 / 回	30分を超えると30分ごとに165円
月額プラン	1,980円 / 月	30分を超えると30分ごとに165円
1日パス	1,650円 / 日	当日23時59分まで乗り放題 鹿児島中央駅東口駅前広場観光案内所及びシェラトン鹿児島で購入の場合は別途ICカード発行料550円が必要

法 人 会 員	4,400円 / 月	30分超の制限なし
---------	------------	-----------

③ 森の力でかごしま“グリーン化”事業

市有林の森林整備（間伐）により生じるCO₂吸収量増加分を、県の「かごしまエコファンド」を活用してクレジット化（価格化）し、事業者等が購入した代金をエコファンド活用基金に積み立て、本市の地球温暖化対策に取り組む。

④ ゼロカーボン電力切替事業

市が率先して市役所で使用する電力をゼロカーボン電力に切り替えることで、市民や事業者にさらなる環境意識の向上と具体的な取組を喚起する。

⑤ ゼロカーボンガス導入事業

都市ガスを使用する小学校全42校に、南部清掃工場で精製したバイオガス由来の環境価値付き都市ガスを供給することで、都市ガス使用に伴うCO₂排出量を削減するとともに、再生可能エネルギーの地産地消を推進する。

⑥ ゼロカーボン推進支援事業

○ゼロカーボン推進支援補助金

（太陽光）

太陽光発電システムの設置を行う事業者や同システムとHEMSの併置などを行う市民に対して助成する。

対 象		補助金額
太陽光発電システム		
	個人住宅（注1）	1万5千円/kW 上限15万円（10kW未満）
	共同住宅（注2）	1万5千円/kW 上限15万円（10kW未満）
	事業所（環境管理事業所でない事業所）（注2）	1万5千円/kW 上限30万円
	環境管理事業所（注2）	3万円/kW 上限60万円
	トラック（注2）	補助対象経費の4分の1以内 上限15万円
個人住宅のみ対象	HEMS（注3）	1万円/件
	リチウムイオン蓄電池（注4）	5万円/件
	家庭用燃料電池（注4）	5万円/件
	V2H充放電設備（注4）	5万円/件
共同住宅のみ対象	電気自動車用充電設備（注3）	上限5万円 /件

（注1）HEMSと同時に新設する場合に限る。

（注2）太陽光発電システムのみの設置を可とする。

（注3）太陽光発電システムと同時に新設する場合に限る。

（注4）太陽光発電システムとHEMSを同時に新設する場合に限る。

（電気自動車等）

電気自動車等を購入する市民や事業者に対して助成する。

対象電気自動車等	補助金額	単年度当たりの補助 上限台数又は件数	
		個人	事業者
燃料電池自動車	10万円/台	1台	2台
電気自動車（普通自動車）	8万円/台	1台	2台
電気自動車（小型・軽自動車）	5万円/台		
V2H充放電設備（注1）	5万円/件	1件	1件
ハイブリッドトラック	10万円/台	1台	4台
ハイブリッドバス			
クリーンディーゼルトラック	5万円/台	1台	4台
クリーンディーゼルバス			

（注1）電気自動車と同時に導入をする場合に限る。

（省エネ設備）

CO₂排出量の可視化など、一定の要件を満たす事業者に対し、省エネ設備等の購入及び設置工事費に要する経費を支援する。

対象	補助率	補助金額
LED照明器具	1／3	上限50万円
LED照明器具以外（注）	1／2	上限100万円

（注）空調設備，給湯器，断熱工事 等

（人材育成）

市内事業者が，自主的かつ持続的に脱炭素の取り組みを進めるため，事業所の脱炭素に係る人材育成を支援する。

対象（注）	補助率	補助金額
脱炭素アドバイザーベーシック	1／2	上限1万円
脱炭素アドバイザーアドバンスト		上限3万円

（注）資格受験に要する費用及び資格受験に関する講習の受講及び書籍購入に要する費用（当該資格試験を運営する資格事業者が推奨するものに限る。）

⑦ 電気自動車等に係る駐車場の使用料減免措置

電気自動車，燃料電池自動車，ハイブリッド自動車及びプラグインハイブリッド自動車を対象に，管理人が優待証を確認できる市の公共施設駐車場（平川動物公園，鴨池海づり公園）を利用した場合の駐車場使用料を免除する。

⑧ 電気自動車等非常用電源の活用

公用車の電気自動車等を動力源として電力供給する機器（本庁及び各支所に配置済）を，災害時等に活用する。

保有台数 12台

⑨ 水素エネルギー普及啓発事業

水素エネルギーに関する学習キットを用いた情報発信を行い，理解促進や普及啓発を図る。

⑩ ゼロカーボン市役所推進事業

ゼロカーボンシティかごしまの実現に向け，地域新電力等と連携し，北部・南部清掃工場等で発電したゼロカーボン電力を，他の市有施設に供給する仕組みの構築に向けた検討を行う。

⑪ 省エネルギー家電製品等購入補助事業

物価高騰の影響を受ける市民に対して，光熱費の負担軽減を図るため，省エネルギー性能の高い家電製品等を購入する世帯に対して補助を行う。

(5) 環境管理の導入促進

環境への負荷を低減する事業所の自主的取組を促進するため，適正に環境管理を行っている事業所を「グリーンオフィスかごしま（環境管理事業所）」として認定している。

累計認定事業所数 865事業所（令和8.4.1現在）

(6) 環境保全意識の高揚

① 環境フェスタかごしまの開催（平成14年度から実施）

市民や事業者に環境問題に対する関心や意識を高めてもらうとともに，主体的な環境保全の行動を促進することを目的に，市民等と協力・連携してイベントを開催する。

② 学校版環境ISO認定事業

平成17年度に創設した学校版環境ISO認定制度に基づき，環境保全や資源の有効利用，環境負荷の低減など，環境にやさしい学校づくりに取り組む学校を認定している。

認定校数 鹿児島市内の小中学校112校（令和8.4.1現在）

③ 水環境イベントの開催等

水環境保全意識の向上を図るため，親水スポット等を紹介するガイドブックを配布するとともに，水環境イベントを開催する。

④ 石けん展示コーナーの設置

水環境を保全する観点から，本庁・支所など10カ所に，石けん展示コーナーを設置している。

⑤ パンフレット等の配布

騒音防止や水環境の保全のため，「建設工事をされるみなさまへ」や「環境にやさしい水の使い方をしませんか？」などのパンフレット等を，機会を捉えて市民・事業者配布している。

(7) 環境の現状

① 監視体制

(令和7年度)

大 気 汚 染	環境大気常時監視	○一般環境大気測定局（4局） ・測定項目……二酸化硫黄，浮遊粒子状物質，二酸化窒素，光化学オキシダント，微小粒子状物質，風向・風速等 ・方式……24時間自動測定テレメーター方式 ○自動車排出ガス測定局（1局） ・測定項目……一酸化炭素，二酸化窒素，微小粒子状物質等 ・方式……24時間自動測定テレメーター方式
	大気汚染物質の調査監視	・有害大気汚染物質モニタリング調査（1地点） ・ダイオキシン類の大気環境調査（4地点） ・微小粒子状物質（PM2.5）成分分析調査（1地点） ・アスベスト大気環境モニタリング調査（2地点）
	事業所監視	・ばい煙発生施設の立入検査（15事業所） ・ばい煙量等の濃度測定の報告徴収（137件） ・ダイオキシン類の排出口調査（15事業所） ・特定粉じん排出等作業の立入検査（延べ366事業所）
悪臭	事業所監視	・立入調査（3事業所）
騒音・振動	交通騒音・振動の監視	・自動車騒音調査……市内幹線道路（10地点）
	騒音・振動の監視	・特定建設作業の届出（309件）
水 質 汚 濁	公共用水域常時監視	・河川環境基準監視……6河川（稲荷川，甲突川，新川，脇田川，永田川，和田川）15地点 ・水質保全目標調査……5河川（思川，本名川，神之川，下谷口川，八幡川）5地点 ・一般河川環境調査……22地点 ・水質・土壌ダイオキシン類調査 河川水質3地点，河川底質3地点，地下水4地点，土壌6地点
	事業場監視	・水質汚濁防止法等排水基準監視……延べ105事業場
	化学物質汚染監視	・ゴルフ場農薬排水調査……3ゴルフ場 ・地下水質監視……93井戸 ・塩水化調査……31井戸 ・ダイオキシン類の排水監視…1事業場
土壌汚染	土壌汚染の監視	・土地の形質変更の届出32件 ・要措置区域等の指定5件（令和8.4.1現在）

② 大気環境

大気環境の常時監視を行っている。令和7年度は，市役所局・谷山支所局・喜入局のオキシダント（Ox）が環境基準非達成であった。

a 環境基準達成状況

(令和7年度)

		大 気 汚 染 物 質					
大 気 汚 染 測 定 局		S O ₂	SPM	O x	N O ₂	C O	PM2.5
一 般 環 境	市 役 所 局	○	○	×	○	—	○
	谷 山 支 所 局	○	○	×	○	—	○
	桜 島 支 所 局	○	○	—	—	—	—
	喜 入 局	○	○	×	○	—	○
自 動 車 排 出 ガ ス		鴨 池 局	○	○	—	○	○

○：環境基準達成 ×：環境基準非達成 —：測定なし

b 悪 臭

立入調査（3事業所）を実施し、悪臭の測定（臭気指数：16検体）を行った。

③ 騒音・振動

自動車騒音調査のほか、特定建設作業の届出（309件）及び騒音・振動防止の指導を行った。

a 環境基準達成状況

130区間で面的評価を実施。対象戸数の97.0%が昼夜とも環境基準値以下であった。

b 自動車騒音調査

10地点で24時間測定を実施した。令和7年度は、1地点において、環境基準を昼夜ともに上回った。

国 道	県 道	市 道
3 地点	4 地点	3 地点

④ 水質環境

a 環境基準達成状況

6つの二級河川の9環境基準点で毎月河川の水質調査を行っている。

令和7年度は、全地点で環境基準を達成した。

(単位：mg/L)

河川名	採水地点	B O D の 基 準 値	B O D (75%水質値)			7 年 度 達成状況
			5 年度	6 年度	7 年度	
稲 荷 川	水 車 入 口 橋	2 以下	1.4	1.0	1.5	○
	黒 葛 原 橋	2 //	1.4	0.9	1.3	○
甲 突 川	河 頭 大 橋	2 //	1.2	0.8	1.1	○
	岩 崎 橋	2 //	1.1	0.7	1.3	○
	松 方 橋	2 //	1.1	0.8	1.1	○
新 川	第 二 鶴ヶ崎橋	3 //	1.3	1.0	1.2	○
脇 田 川	南 田 橋	2 //	1.3	1.0	1.0	○
永 田 川	新 永 田 橋	3 //	1.6	1.2	1.3	○
和 田 川	潮 見 橋	2 //	1.1	0.8	0.8	○

⑤ 開発行為等公害防止事前協議

昭和52年度から、開発行為、建築許可、土地売買、建築確認等について公害防止事前協議を行っている。

開発行為等公害防止事前協議の状況（件数）

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
181	142	150	130	115

⑥ 公害苦情

近年公害苦情は、工場等からのいわゆる産業型公害に対するものが減少し、悪臭、騒音等の都市・生活型公害に対するものの割合が多くなっている。

公害苦情の状況（件数）

分類 年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地下水	その他	合計
令和3年度	2	18	58	10	32	0	0	3	123
令和4年度	13	11	44	7	28	0	0	2	105
令和5年度	6	16	38	5	20	0	0	2	87
令和6年度	11	10	33	11	11	0	0	1	77
令和7年度	8	8	29	8	17	0	0	2	72

(8) 生物多様性の保全

第三次鹿児島市環境基本計画に掲げる自然共生社会の構築を実現するため、令和4年3月に第二次生物多様性地域戦略を策定し、生物多様性の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に進めている。

① かごしま自然百選の選定

本市の自然の魅力を広く周知することにより、貴重な自然を維持・保全するとともに、生物多様性への理解を深めることを目的として、平成27年2月に「かごしま自然百選」を選定した。

② 生物多様性に関する学習推進

本市の自然や生き物、暮らしとの関係など、生物多様性について分かりやすく学習できる小学生向けWEB教材「かごしま生きものラボ」を作成、平成31年4月にWEBサイトを開設し、学校等で活用されている。

③ 自然遊歩道の指定

自然とのふれあいを促進し、人と自然との共生に関する意識の高揚を図るため、自然遊歩道を指定している。

コース名称	主な所在地	開設年月日	コース全長
八重山自然遊歩道	郡山町	令和2.8.2	山頂まで約2.8km
三重岳自然遊歩道（皆与志コース）	皆与志町	昭和47.4.29	山頂まで約4km

// (南方コース)	川 田 町	平成21. 5. 30	山頂まで約4. 5km
牟礼岡自然遊歩道	宮之浦町	平成18. 4. 22	山頂まで約1. 2km
寺山自然遊歩道	吉 野 町	昭和48. 12. 16	全長約2. 5km
城山自然遊歩道	城 山 町	昭和47. 12. 16	全長約2km
慈眼寺自然遊歩道	下福元町	昭和47. 5. 28	全長約3km
錫山自然遊歩道	下福元町	昭和51. 3. 28	全長約9. 3km
烏帽子岳自然遊歩道	平 川 町	昭和47. 10. 10	山頂まで約4. 5km
グリーンファーム自然遊歩道	喜入一倉町	平成29. 3. 31	全長約2km

④ 保存樹等及び自然環境保護地区の指定

「鹿児島市保存樹等及び自然環境保護地区に関する条例」の規定に基づき、市民に親しまれ、指定の要件を満たす樹木又は樹林を保存樹又は保存樹林に、良好な自然環境を有し保護を必要とする地区を自然環境保護地区に指定している。

(令和 8. 4. 1 現在)

自然環境保護地区等	所在地等	指定年月日	面積等
自然環境保護地区	玉里町3385番1外 下伊敷二丁目2948番外	昭和49. 3. 20 昭和50. 12. 20	17,623. 1 m ² 23,025 m ²
保存樹	—	—	38 本
保存樹林	—	—	12カ所

⑤ 鳥獣の飼養登録等の事務

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣の飼養登録等に係る事務を行っている。

(9) 浄化槽整備補助事業

浄化槽処理促進区域において、公共用水域の水質保全と生活環境の保全を図るため、既存の単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽へ設置換えする者に補助金を交付している。昭和63年度の事業開始以来、令和7年度末で25,920基に補助を行っている。

【対象の建物】

- (1) 既存の住宅又は併設住宅（住宅部分の処理対象人員が1 / 2 以上）
- (2) 既存の集会施設（地域の公民館等）

※新築（建て替えを含む）の建物は補助対象外

【補助金額】

人槽区分 (人槽)	補助金額（千円）	
	単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽に設置換えする場合	くみ取り槽を撤去して合併処理浄化槽に設置換えする場合

5	812	782
6～7	894	864
8～10	1,028	998
11～20	1,107	1,077
21～30	1,461	1,431
31～50	1,838	1,808

※補助金額には、単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去費用等に対する上乗せ補助金を含む。(上記金額は限度額)

2 環境衛生

本市の環境衛生については、鹿児島市衛生組織連合会（730団体で構成）、商店街、ボランティア団体等との連携を図りながら、まち美化の推進、そ族衛生害虫の駆除、克灰袋配布事業など、きれいな住みよいまちづくりのための事業を行っている。

また平成16年10月に施行された「鹿児島市みんなでまちを美しくする条例」に基づき、空き缶・吸い殻等の投棄、飼い犬のふんの放置等の防止について次のように具体的な施策を進め、市民等及び事業者の意識の向上を図り、市民総参加による美しいまちづくりを進めている。

- ① たばこの吸い殻の投棄防止を重点的に推進する必要がある地区を「路上禁煙地区」として指定し、地元通り会の協力を得て周知・広報に努める。
- ② まち美化推進指導員による巡回パトロールを行い、まち美化に対する意識啓発を図りながら条例違反者等に対する指導・命令・過料の業務を行う。
- ③ 地域で自主的、恒常的に清掃活動等を行う団体を「まち美化推進団体」として認定し、清掃用具の支給などの必要な支援を行う。
- ④ 地域で自主的にまちの美化に係る啓発及び指導を行う人を「鹿児島市まち美化地域指導員」として認定し、啓発用具を支給する等、必要な支援を行う。

北部、南部の両斎場は、令和2年度から指定管理者制度を導入し、施設の適切な維持管理及び円滑な運営が図られている。

市営墓地、共同墓地等については、墓参者の利便を図るため、施設改良や環境整備の推進に努めている。

(1) 市衛生組織連合会

設 立 目 的：各衛生組織相互の連絡協調を図るとともに、その健全なる発展を促進し、市民の自主的実践活動を活発にし、もって公衆衛生及び生活環境の改善向上を期することを目的とする。

組 織 ・ 機 構：市衛生組織連合会（平成17.4.1発足）

各衛生組織をもって構成する。

会 長 1人 副会長 3人

理 事 79人 監 事 4人

団体数 730団体（令和8.4.1現在）

世帯数 約122,000世帯（令和8.4.1現在）

総世帯数に対する割合 42.5%（令和8.4.1現在）

（注）理事には、正副会長を含む

市 費 補 助：令和 8 年度予算 10,241千円

(2) 斎 場

区 分	北 部 斎 場	南 部 斎 場
設 置	昭和63年11月 1 日	平成 4 年 2 月 1 日
所 在 地	小山田町6075番地	上福元町6945番地の 1
敷 地 及 び 建 物	敷 地 69,937 m ² 建物面積 4,205.96m ²	敷 地 12,018 m ² 建物面積 3,526.58m ²
施 設	火葬棟 (火葬炉13基〔大型炉12基, その他 1 基, 燃料は白灯油〕, 炉前ホール, 中央監視室, 収骨室等) 待合棟 (待合室, 湯沸室, 事務室等) 斎場棟 (式場, 控室等) その他 (キャノピー, 霊灰塔等)	1 階 (火葬炉 8 基〔大型炉 8 基, 燃料は白灯油〕, 炉前ホール, 中央監視室, 収骨室, 事務室等) 2 階 (待合室, 湯沸室等) その他 (キャノピー, 霊灰塔等)
令和 6 年度火葬件数	3,792件	3,470件

(3) 墓 地

墓地面積等(墓園を含む)

(令和 8 . 4 . 1 現在)

市 営 墓 地	宗 教 法 人 等	共 同 墓 地
461,981m ² (18カ所)	312,725m ² (26カ所)	643カ所

市営墓地使用許可件数 (令和 7 年度) 45 件

市営納骨堂使用許可件数 (令和 7 年度) 1 件

市営合葬墓使用許可件数 (令和 7 年度) 145 件

墓地使用料 (施行日 平成21. 6 . 1)

「墓地」(1 m²当たり)

武岡墓地	7 万円	宇宿墓地	5 万 2 千円
興国寺墓地	3 万 9 千円	永吉墓地	6 万 5 千円
草牟田墓地	5 万 3 千円	別ヶ迫墓地	2 万 3 千円
露重墓地	4 万 5 千円	原良墓地	4 万 4 千円
郡元墓地	4 万 5 千円	万田ヶ宇都墓地	3 万 8 千円
平原墓地	8 万 5 千円	高免墓地	2 千円
坂元墓地	4 万 5 千円	古里墓地	5 千円
唐湊墓地	4 万 2 千円		

※武岡墓地の芝生墓所は 4 1 万円 (5 m²)

(4) 墓 園

○川上墓園

所 在 地 川上町471番地
面 積 24,595.27m²
墓所区画 2,400区画

○星ヶ峯墓園

所 在 地 五ヶ別府町1789番地 2
面 積 47,709m²
墓所区画 3,366区画

使用料 320,000円（5㎡）
（芝生墓所は380,000円）
供用開始 昭和58年2月1日

使用料 70,000円（1㎡当たり）
供用開始 昭和61年3月1日

(5) 納骨堂

○小松原納骨堂

所在地 小松原二丁目32番3号
敷地面積 842.67㎡
建物面積 440㎡
祭壇数 450壇
使用料 160,000円
供用開始 昭和50年8月6日

○東谷山納骨堂

所在地 東谷山一丁目66番3号
敷地面積 955.75㎡
建物面積 534.48㎡
祭壇数 432壇
使用料 305,000円
供用開始 昭和62年8月7日

(6) 合葬墓

所在地 五ヶ別府町1789番地2（星ヶ峯墓園内）
延床面積 143.25㎡
規模 3,000柱埋蔵可能
使用料 合葬室 38,000円
個別埋蔵室 88,000円
供用開始 令和6年2月29日

3 清掃

本市の清掃行政は、令和4年3月に策定した「第四次一般廃棄物処理基本計画」において、「みんなで 資源の循環とゼロカーボンに取り組む 持続可能なまち かがしま」を基本理念に掲げ、資源が循環し、環境負荷が低減される循環型社会の構築に向けた取組を行っている。

また、廃棄物の適正処理を推進するため、一般廃棄物・産業廃棄物処理業の許可及び処理施設の設置許可並びに指導監督を行うとともに、不法投棄・野外焼却等の不適正処理を防止するためパトロール等を行っている。

このほか、災害廃棄物の処理に関する事前対策や、災害発生後の各段階に応じた応急対策、事後処理についての基本的な方針、具体策として、「災害廃棄物処理計画」を策定している。

(1) 清掃事業審議会

「鹿児島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の規定に基づき、清掃事業の円滑な運営と健全な進展を図るため、鹿児島市清掃事業審議会を設置している。

審議会の委員は、学識経験者、公募委員等15人で構成。

(2) ごみ処理

① 令和7年度ごみ・資源物量

(単位：t)

区 分		計画収集			直接搬入	合計	構成比
		直営	委託	小計			
ごみ	もやせるごみ	50,102	43,843	93,945	54,988	148,933	81.23%
	もやせないごみ	710	609	1,319	2,093	3,412	1.86%
	粗大ごみ	821	0	821	4,975	5,796	3.16%
	小計	51,633	44,452	96,085	62,056	158,141	86.25%
資源物	缶・びん, ペットボトル	3,797	3,383	7,180	128	7,308	3.99%
	古紙類	1,906	9,008	10,914	0	10,914	5.95%
	プラスチック容器類	1,457	2,900	4,357	9	4,366	2.38%
	電球・蛍光灯 / 乾電池 / 小型充電式電池等 / スプレー缶類	394	0	394	0	394	0.21%
	小型家電	0	18	18	0	18	0.01%
	金属類	1,022	821	1,843	0	1,843	1.01%
	剪定枝	0	366	366	0	366	0.20%
	小計	8,576	16,496	25,072	137	25,209	13.75%
排出量合計		60,209	60,948	121,157	62,193	183,350	100.00%

(注) ア 計画収集は、一般家庭（306,231世帯、587,728人）及び粗大ごみ収集等にかかるもの。（世帯数及び人口は令和7.10.1現在）

イ 計画収集は、もやせるごみ週2回、缶・びん、ペットボトル月2～3回、古紙週1回、衣類月2回、プラスチック容器類週1回、もやせないごみ、電球・蛍光灯、乾電池、小型充電式電池等、スプレー缶類、金属類月1回の収集。

ウ 直接搬入には、許可業者の搬入を含む。

② 人員及び機材（計画収集分）

(令和8.4.1現在)

直営	140人	機材（車両）	52台
委託	32業者 156人	機材（車両）	52台

③ 清掃事務所、ごみ処理施設及び資源化施設の概要

ア 清掃事務所

(令和8.4.1現在)

名称	所在地	敷地面積	建物面積	建物構造	完成年月
鹿児島市清掃事務所	犬迫町11918番地	14,177㎡	4,148.00㎡	鉄筋コンクリート造 2階建ほか	昭和56.7

イ 焼却施設

(令和8.4.1現在)

施設名	北部清掃工場	南部清掃工場
所在地	犬迫町11900番地	谷山港三丁目3番地3
完成	平成19年3月	令和3年12月
敷地面積	51,600㎡	30,300㎡

施 設 名	北 部 清 掃 工 場	南 部 清 掃 工 場
建 物 面 積	ごみ焼却棟 27,412.76㎡ 粗大ごみ処理棟 5,700.97㎡ (内 管理事務所 1,712.514㎡) その他建物 363.92㎡	工場棟 13,720.73㎡ 管理棟 1,711.24㎡ その他建物 1,115.50㎡
型 式	ストーカ式全連続燃焼式焼却炉	ストーカ式全連続燃焼式焼却炉
公 称 能 力	焼却 265 t / 日 × 2 炉 破碎・選別 30 t / 5 h	焼却 110 t / 日 × 2 炉 バイオガス 30 t / 日 × 2 基
建 設 費	21,209,698千円	21,289,789千円
令和7年度処理量 (ごみ焼却量)	98,735.95 t	51,027.10 t

○ 南部清掃工場運営事業

安定的で適正なごみ処理を行うとともに、バイオガス施設と高効率発電施設を生かした運営を行う。

ウ 埋立処分場

(令和8.4.1現在)

施 設 名	所 在 地	開設年月日	埋立面積	埋立可能容量
横井埋立処分場	犬迫町11900番地	昭和61.9.1	183,300㎡	5,008,000㎡

○ 令和7年度処分量 24,125.79 t

エ 資源化施設

(令和8.4.1現在)

施 設 名	リサイクルプラザ
所 在 地	鹿児島市犬迫町11900番地（北部清掃工場敷地内）
完 成	平成14年3月
建 物 面 積	本 館 6,142.14㎡ 2号棟 2,397.21㎡ 1号棟 420.54㎡ 3号棟 1,937.32㎡
機 能	本 館 缶・びん・ペットボトルの選別・圧縮・保管 啓発施設（学習室・展示室・見学コース） 1号棟 缶・ペットボトル・プラスチック容器類の成形品の保管 2号棟 プラスチック容器類の選別・圧縮・保管 3号棟 缶・びん・ペットボトルの選別・圧縮・保管
処 理 能 力	97 t / 5 h (内訳) 本 館 缶・びん・ペットボトル 33 t / 5 h 2号棟 プラスチック容器類 26 t / 5 h 3号棟 缶・びん・ペットボトル 38 t / 5 h
令和7年度処理量	11,495.29 t
施 設 概 要	缶・びん・ペットボトル及びプラスチック容器類の選別・圧縮処理を行う施設。また、本館には学習室、展示室などを設け、ごみの減量化・資源化についての市民の意識向上を図る啓発機能を備えている。

④ ごみ処分手数料

- ・家庭系一般廃棄物（し尿及び浄化槽等の汚泥を除く。）

100キログラムを超える10キログラムにつき 70円

（※100キログラム以下の場合は無料）

ただし、10キログラムに満たないものは、10キログラムとみなす。

- ・事業系一般廃棄物（し尿及び浄化槽等の汚泥を除く。）
10キログラムにつき 70円
ただし、10キログラムに満たないものは、10キログラムとみなす。
- ・資源化施設に搬入する場合は無料とする。

⑤ 粗大ごみ処理手数料（平成23.10.1～）

「粗大ごみ」とは、一般家庭の日常生活に伴って生ずる耐久消費財その他の固形の廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器及び市長が別に定めるものを除く。）であって、その最大の辺又は径がおおむね50センチメートル以上200センチメートル以下であり、かつ、重量がおおむね60キログラム以下であるもの及び市長が特に認めるものをいう。

- ・平均的な重量が30キログラム未満のものとして市長が定めるもの
1個又は1組につき 350円
- ・平均的な重量が30キログラム以上のものとして市長が定めるもの
1個又は1組につき 700円

(3) し尿処理

① 令和7年度し尿処理実績

	処理量（t）
し 尿	7,654.11
浄化槽汚泥等	72,067.79
計	79,721.90

② 収集形態

し尿は（公財）鹿児島市環境サービス財団及び民間の許可業者が、浄化槽汚泥は民間の許可業者が収集を行う。

③ 令和7年度末における処理人口

区 分	人 口
し尿くみ取り	13,597人
浄 化 槽	107,008人

④ 人員及び車両（バキューム車）

（令和8.4.1現在）

区 分	人員	車 両						
		10,500 ～9,000ℓ	7,200 ～4,500ℓ	3,800 ～3,000ℓ	2,900 ～2,700ℓ	2,600 ～1,200ℓ	350ℓ	合計
鹿児島市環境サービス財団	12人	0	2	3	0	3	1	9台
許可業者 (15社)	255人	18	13	71	15	9	2	128台

⑤ し尿処理施設の概要 (令和 8 . 4 . 1 現在)

名 称	衛生処理センター
所 在 地	谷山港三丁目 2 番地 1
完 成	平成13年 3 月
敷 地 面 積	5,755㎡
建 物 面 積	1,744.66㎡
方 式	前処理後固液分離下水道投入
計 画 処 理 量	344㎡／日 (1 日 8 時間運転)

⑥ し尿処理手数料等

ア し尿処理手数料

(平成13. 7 . 1 改定)

区 分	手 数 料	備 考
定額制 一般家庭 (月 1 回を超えてくみ取るものを除く。) 及びこれに準ずるもの	1 人 1 月につき380円	従量制の範囲 商店等の事業所, 生花, 書道等の 塾, 雨水, 湧水などの混入が著し く多いもの
従量制 定額制以外のもの	18 ℓ につき170円 ただし, 18 ℓ に満たない ものは18 ℓ とみなす。	
臨時収集加算金 従量制において臨時にくみ取る場合に, 従量制の手数料に加算するもの	1 回につき2,300円	工事現場, 催物, 大会等のため, 一時的に設置された仮設トイレ

イ 浄化槽汚泥等処分手数料

(平成16.11. 1 改定)

区 分	手 数 料
市長の許可を受けて自ら市長の 指定する施設に投入するもの	18キログラムにつき2円 ただし, 18キログラムに満たないものは, 18キログラムとみなす。

(4) ごみの減量化・資源化に関する事業

ごみの減量化・資源化の推進にあたっては, これまで順次分別収集品目を増やし, 18分別19品目資源化の体制を確立するとともに, 市民意識の啓発, 補助金制度による市民の自主的活動の促進及び事業所ごみ対策を主軸に諸施策を展開してきた。

生産, 流通, 消費から処分までのすべての段階において, 市民・事業者・市民活動団体・行政がそれぞれの立場で責務と役割を果たし, 一体となつてごみの発生抑制 (リデュース), 再使用 (リユース), 再生利用 (リサイクル) のいわゆる 3 R (スリーアール) に取り組むとともに, ごみの減量化・資源化を推進するため, 次の施策を展開している。

主な事業

① 古紙類対策

- ・分別収集の実施
- ・資源物回収活動補助

② 生ごみ対策

- ・ホームフードリサイクルグリーン事業
- ・生ごみ処理機器設置費補助

- ・生ごみリサイクル授業

③ 容器包装ごみ対策

- ・分別収集の実施

④ 資源化推進対策

- ・古紙類，電球・蛍光灯，乾電池，小型充電式電池等，スプレー缶類，金属類の分別収集の実施
- ・使用済小型電子機器等の拠点回収の実施
- ・剪定枝資源化事業
- ・羽毛循環リサイクル事業

⑤ 庁内の率先行動

- ・庁内ごみの分別の徹底

⑥ 市民意識の啓発

- ・ごみ出しマナーの啓発（ごみ出しカレンダー及び啓発チラシ等の作成・配布など）
- ・ごみの減量化・資源化とまち美化児童作品コンクール
- ・市政出前トーク
- ・フリーマーケット等の開催情報の提供など
- ・ホームフードリサイクルグリーン事業（再掲）
- ・食品ロス削減推進事業（かごしまタベスケの運用など）
- ・まち美化活動支援事業

市民団体がボランティアで行う地域美化活動（清掃活動）で集めたごみを市が収集・運搬し処理することにより，市民の自発的なまち美化を促進し，ごみ問題及びまち美化に対する啓発高揚を図る。

⑦ 事業系ごみ対策

- ・事業所ごみの適正処理ガイドブック及び広報チラシの作成・配布
- ・清掃工場における搬入検査の実施
- ・事業系ごみカラス対策事業

⑧ 補助事業の推進

ア 生ごみ処理機器設置費補助（再掲）

電気式生ごみ処理機 1 基につき，20,000円を限度に，購入価格の 2 分の 1 以内の額を補助する。ただし，補助対象は，1 世帯につき 1 基とする。

生ごみ堆肥化容器 1 基につき 3,000円を限度に，購入価格の 2 分の 1 以内の額を補助する。ただし，補助対象となる容器は，1 世帯につき 2 基までとする。

イ 資源物回収活動補助（再掲）

回収量による補助金

古 紙 類	8 円/kg	金 属 類	3 円/kg
空きびん類	3 円/本	廃 食 用 油	30円/ℓ

品目別回収量に上記単価を乗じた額

ウ ごみステーション整備費補助

ごみステーションを整備した場合に、経費の2分の1以内で、50,000円を限度として補助する。前回の交付決定から10年を経過したものについても認める。

(5) 家庭ごみの高齢者等戸別収集サービス（まごころ収集）事業

家庭から排出されるごみ・資源物を自らごみステーションに運ぶことが困難な高齢者及び障害者等を対象に、戸別収集を行っている。

対象者 介護保険法又は障害者総合支援法に基づく居宅サービスを現に利用している一人暮らしの者のうち、ごみ出しが困難な他に協力を得ることができない者で、下記に該当する者

① 要介護認定者（要介護度1～5）

② 障害者（身体障害1・2級，知的障害A判定，精神障害1級）

※ ①，②のみで構成される世帯も対象とする。

(6) 廃棄物の適正処理に関する事業

① 廃棄物監視指導員設置事業

不法投棄や野外焼却の早期発見と迅速な対応を行うため、また、ごみ及び資源物のごみステーションからの持ち去り行為を防止するために監視パトロールを実施するとともに、廃棄物処理施設及び自動車リサイクル法関係事業所への立ち入りによる指導等を行い、不適正処理の未然防止を図るため指導員5人を配置している。

② 産業廃棄物処理施設排水水質監視

産業廃棄物処理施設等（最終処分場）からの排水の水質を定期的に検査し、施設の適正な維持管理について確認を行っている。

(7) 許可・登録

① 一般廃棄物

ア 一般廃棄物収集運搬業許可

イ 一般廃棄物処分業許可

ウ 一般廃棄物処理施設設置許可 など

② 産業廃棄物

ア 産業廃棄物収集運搬業許可

イ 産業廃棄物処分業許可

ウ 産業廃棄物処理施設設置許可 など

③ その他

ア 使用済自動車の引取業者登録

イ 使用済自動車のフロン類回収業者登録

ウ 使用済自動車の解体業許可

エ 使用済自動車の破砕業許可 など

